

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(受給資格者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者</u> (2) 障がい者が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた老齢福祉年金の支給対象者であるとみなした場合において、当該障がい者の前年の所得（1月から6月までの間における資格判定に際しては前々年の所得とする。以下同じ。）の額又は当該障がい者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該障がい者の生計を維持する者の前年の所得の額が、国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第11項の規定により、</p>	<p>(受給資格者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者</u> (2) 障がい者が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた老齢福祉年金の支給対象者であるとみなした場合において、当該障がい者の前年の所得（1月から6月までの間における資格判定に際しては前々年の所得とする。以下同じ。）の額又は当該障がい者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該障がい者の生計を維持する者の前年の所得の額が、国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第11項の規定により、</p>

改正後	改正前
<p>当該老齢福祉年金の全部の支給を停止される額以上である<u>ときの当該障がい者</u></p> <p>(3) 略 (医療費の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに<u>限る。以下この項及び第9条ただし書において同じ。</u>)の規定により受給資格者以外の被保険者等(以下「<u>受給資格者以外の者</u>」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の者の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(受給資格証の提出)</p> <p>第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、<u>診療所、薬局又は指定訪問看護事業者</u>(以下「<u>医療機関等</u>」という。)に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書(以下「<u>被保険者証等</u>」という。)とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等及び高齢受給者証とともに受給資格証を提出しなければならない。</p> <p>(給付方法)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険法又は高齢者医療確保法の規定により保険給付が一時差<u>止められた受給資格者</u>に係る医療費の給付は、当該一時差止に係る滞納保険料が保険給付との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。</p>	<p>当該老齢福祉年金の全部の支給を停止される額以上であるとき。</p> <p>(3) 略 (医療費の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに<u>限る。)</u>の規定により受給資格者以外の被保険者等(以下「<u>受給資格者以外の者</u>」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の者の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(受給資格証の提出)</p> <p>第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若しくは<u>診療所又は薬局</u>(以下「<u>医療機関等</u>」という。)に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書(以下「<u>被保険者証等</u>」という。)とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、<u>高齢者医療確保法以外の</u>医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等及び高齢受給者証とともに受給資格証を提出しなければならない。</p> <p>(給付方法)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険法又は高齢者医療確保法の規定により保険給付が一時差<u>止められた受給資格者</u>に係る医療費の給付は、当該一時差止に係る滞納保険料が保険給付との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付対象については、なお従前の例による。